

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、アルバイトとして採用され、テレフォンオペレータとして勤務していたが、採用前の研修が長時間であるにもかかわらずトイレに行かせてもらえず、社内の服装規定によって女性差別と思われるようなことを強要されたり、労働条件の改善を求めると解雇を思わせる発言を受けたり、社員から理不尽な嫌がらせを受けること等があり、体調不良となったため、平成〇年〇月〇日に〇クリニックに受診したところ「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものとして労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病が業務上の事由によって発症したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

不支給決定処分に納得できない。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

精神障害発病前おおむね6か月の間に、請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、精神障害を発病させるおそれのある程度の業務による心理的負荷があったとは認められない

#### (3) 結論

以上から、本件疾病が業務上の事由によって発症したものとは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

請求人の発病前おおむね6か月の間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる職

場における出来事は、服装規定が平成〇年〇月より実施され、人事評価項目に組み込まれたこと、また、同時期に契約内容の変更があり、一方的に時給の大幅な減額や臨時出勤の廃止を強行され、請求人の意見を聞き入れてもらえなかったことであり、このことは、「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益扱いを受けた」が適用され、その平均的な心理的負荷の強度を「Ⅱ」としている。

心理的負荷の強度の修正について、服装規定の実施については、事業場は服装について再認識してもらうのが目的で、重要視するのは接客・勤務態度であり、身だしなみにより勤務評価をすることはないとしており、アルバイト労働者も服装からの不利益はないとしていることから、特に著しい差別、不利益を伴うものではないと判断している。

また、給与改定についても、会社の全アルバイトを対象としており、事業場は時間帯によって時間給が下がったものの、貢献度の高いアルバイトには賞与を支給して評価することにより、差別、不利益は認められない。請求人は、給与改定により減額となったが、全アルバイト社員を対象とした給与改定であり、請求人のみ不利益な取扱いが行われたと判断できるものではないため、差別、不利益は認められないと判断される。

以上より、服装規定の実施、人事評価、及び給与改定については、それぞれ著しい差別、不利益を伴うものではないことから、心理的負荷の強度を「Ⅱ」から「Ⅰ」へ修正すべきと判断する。

出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷の評価は、仕事の量・質・責任の変化後の持続する状況、仕事の裁量性の欠如、職場の物的・人的環境の変化後の持続する状況について、特に評価するものはなく、職場の支援・協力等の有無についても、欠如は認められないため、出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷は「相当程度過重」にも至らない。

また、「特別な出来事等」の存在は認めることが出来ない。

### (3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷に関し、請求人や事業場関係者から、請求人の私生活に関する具体的な証言が得られていないことから、職場以外の心理的負荷の状況は不明である。また個体側要因について、特に社会生活上に支障を来すような問題は、調査結果から明らかとはなっていない。

### (4) 結論

以上のことを総合すると、請求人は「うつ病エピソード」を発病したものと認められるが、発病前おおむね6か月間に請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、請求人に発病した当該疾病を業務上の事由によるものと認めることは困難である。

したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。